

久米至聖廟 憲法判断へ

最高裁 政教分離巡り結審

那覇市管理の松山公園にある儒教施設の久米至聖廟(孔子廟)に、市が土地を無償提供しているのは憲法の定める政教分離に違反するかが問われた住民訴訟の上告審弁論が20日、最高裁大法廷(裁判長・大谷直人長官)であった。住民側は、儒教は宗教で久米至聖廟が宗教施設なのは明らかだとして違憲性を強調。

違憲なら那覇市政に影響

解説

久米至聖廟訴訟の上告審が最高裁大法廷で結審した。大法廷は裁判官15人全員で構成され、憲法に反するか否かを新たに判断する時や、以前の最高裁判例を変更する場合などに開かれる。仮に一、二審判決と同様に違憲判決となれば那覇市政へのダメージは避けられない。

場合などに開かれる。差し戻し後の一、二審はいずれも、無償提供を違憲と指摘しており、最高裁も憲法判

最高裁が政教分離訴訟で違憲と判断したケースは2010年の一空知太神社訴訟判決などがある。同訴訟で最高裁は、宗教的施設に公有地を無償提供する是非について「施設の性格や無償提供の経過と態様、一般人の評価などを考慮し、社会通念に照らし判断すべきだ」との判断の枠組みを示している。

その場合、土地使用料に関する判断もポイントになる。一審那覇地裁は市が全額徴収する義務があるとしたが、二審福岡高裁那覇支部は市の裁量で減額できると変更した。最高裁は住民側の「全額徴収の義務がある」との申し立てを受理し、すともみられる。

断を示すとみられる。住民側は「学術的見地だけでなく、一般人の感覚に照らしても久米至聖廟が宗教的施設なのは疑いようがない。市が公園の広大な敷地を提供し、使用料を全額免除していることは特定の宗教の助長に当たると主

一方、住民側は久米至聖廟の撤去や土地の明け渡しなどを求める別訴訟も那覇地裁に起こしている。論点が重なる部分が多いため、最高裁判決が今後の審理に与える影響は大きい。仮に別訴で撤去など踏み込んだ判断が示されれば一定の混乱も予想される。

今回の訴訟は一、二審判決とともに同判例をベースに判断しており、最高裁が判例変更するならば那覇市の逆転勝訴の可能性がある。ただ、これまでの弁論で同判例の論理破綻などを指摘する主張はないため、住民側は「判例を踏襲して違憲判決を出す」とみている。

<p>住民側</p> <p>儒教が宗教に該当するの は明らか。孔子廟は宗教 施設で、政教分離に違反 する</p>	<p>那覇市側</p> <p>孔子廟は文化施設で、政 教分離に反しない</p>	<p>裁判所側</p> <p>孔子廟は宗教的施設で、 使用料免除は政教分離原 則に反する</p>	<p>孔子廟の性格</p> <p>儒学は宗教ではなく学 問。孔子廟は文化教育・歴 史的施設で、政教分離に 反しない</p>	<p>土地の使用料</p> <p>施設内に公共的なものや 宗教性の乏しい施設も含 まれることから、使用料 は減額できる</p>
---	--	---	--	--

その場合、土地使用料に関する判断もポイントになる。一審那覇地裁は市が全額徴収する義務があるとしたが、二審福岡高裁那覇支部は市の裁量で減額できると変更した。最高裁は住民側の「全額徴収の義務がある」との申し立てを受理し、すともみられる。

市側は「儒教は宗教ではなく学問。久米至聖廟も沖縄に中国文化を伝えた『久米三十六姓』の歴史・文化を学ぶ教育施設だ。観光資源としての側面もあり、使用料免除は何ら宗教的意義を有するものではない」と反論した。

(社会部・下里潤)